

東善町自治会会員各位



主管

東善町自治会
自治会長 新井 修

協賛

東善町自治会環境委員会

〃

委員長 新井 修
前橋市保健所
衛生検査課 生活衛生係

☆犬・猫のフン害対策について(お願い)☆

平素は東善町自治会の運営にご理解とご協力をを賜り、誠にありがとうございます。さて、**犬・猫のフン害についてご相談が寄せられています。**

1.犬の飼い主の方へ(犬のフンは持ち帰りましょう。)

犬については、多くの皆様がマナーを守られていると思いますが、散歩される際はフン袋等をご持参いただく等、放置の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

2.猫の飼い主の方へ

猫については、庭や公園にフンをして汚される、自動車等のひっかき傷をつけられる、草花を荒らす等の被害が報告されています。自治会内の皆様には、

1室内飼いにする。

2首輪をつける。

等の対策をお願いします。

また、**飼い主不明の猫に対し無責任に餌を与えないようお願いします。フン害の原因は猫への餌やりと放し飼いが多く、餌やり者の知らない場所で発生している**ことがあります。

3.フン害でお困りの方へ

(1)犬のフンでこままっている方へ(回収をうながすために)

犬のフンを見つけたときは、回収せずチョークで周囲に丸を付け、発見日時を書く方法(イエローチョーク作戦)も効果的です。

放置されたフンは居住者ではなく飼い主が処理すべきであり、放置を無くすという強い意思表示が大切です。

(2)犬や猫のフン害にたいして自衛する方法(避液の活用)

自宅やその周辺に犬や猫のフンが放置されるのを防ぐため、放置のあった場所のにおいを水で流してから、市販の木酢液(もくさくえき)をじょうろ等に50cc程度入れ、3リットル程度の水で薄めて(約60倍)自宅周辺に散布する方法も効果があります。

4.他に詳細の問合せ先

前橋市保健所 衛星検査課 生活衛生係迄 TEL 027-220-5777

※尚、動物に危害を加えると、法律により罰せらることがありますので十分ご注意ください。

以上(文責新井修)